

新旧対照表

改正案	改正前
<div data-bbox="157 275 1080 401" style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> 2 </div> <div style="margin-left: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">施策 2 権利擁護の推進</h2>  </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">(略)</p> <p>取組方針⑤</p> <p>成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「法」といいます。）が施行されてから、6 年が経過しました。本市においては、平成 28 年 5 月に成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を開設し、令和 4 年 4 月には支援対象範囲に厚真町、安平町及びむかわ町を加えてセンターを広域設置するとともに中核機関へ移行する等、成年後見制度の利用にかかる体制整備を進めてきました。</p> <p>国の動きとしては、第一期成年後見制度利用促進基本計画（計画期間：平成 29～令和 3 年度）における取組を踏まえて、令和 4 年 3 月に第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」といいます。）が閣議決定され、成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするだけでなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す、新たな段階へと移行しています。</p> <p>第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。</p> <p>本編は、法第 14 条に基づき、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」と位置づけ、第二期計画の趣旨を踏まえながら、以下のとおり各種施策を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 担当課 総合福祉課/とまこまい成年後見支援センター </div> <p>取組項目① 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>地域連携ネットワークは、包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを通し、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目標として整備されるものです。</p> <p>本市では、重層的支援体制整備と連携を図りながら、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを目指します。</p>	<div data-bbox="1504 275 2427 401" style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;"> 2 </div> <div style="margin-left: 5px;"> <h2 style="margin: 0;">施策 2 権利擁護の推進</h2>  </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">(略)</p> <p>取組方針⑤</p> <p>成年後見制度等の利用促進（苫小牧市成年後見制度利用促進基本計画）</p> <p>認知症、知的障がいその他精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えあうことは、社会の喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資することです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、現状では十分に利用が進んでいるとは言えません。</p> <p>権利擁護ニーズが地域で埋もれることなく、成年後見制度を適切に利用できるよう、早期相談・支援につなげるための地域連携のネットワークを構築するとともに、支援に携わる人材や市民後見人の確保・育成を行い、制度を円滑に運用する体制づくりが必要となります。地域における権利擁護の必要な人に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進めます。</p> <p>本編は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付け、以下のとおり各種施策を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 担当課 総合福祉課/_____成年後見支援センター </div> <p>取組項目① 地域連携ネットワークの構築</p> <p>「権利擁護の必要な人の早期発見・支援」、「身近な相談体制」、「意思決定支援・身上保護を重視した制度運用」を念頭に、地域や関係機関等と連携を図り、権利擁護支援のネットワークを構築します。</p>

新旧対照表

改正案			改正前		
No	取組項目	取組内容	No	取組項目	取組内容
14	包括的・多層的な支援体制の構築	中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりにより、権利擁護支援の包括的・多層的な支援体制の構築を目指します。	14	合議体の設置・運営の検討	行政・法律・医療・福祉・金融・地域等の関係機関や団体、家庭裁判所との連携の仕組みを構築し、権利擁護支援に関する合議体の設置・運営について検討します。
	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、地域連携ネットワークづくりを通じて、権利擁護支援策の一層の充実を図ります。		チームによる支援の検討	後見人・関係者を含めたチームにより、権利擁護の必要な方への支援体制を構築します。また、上記チームによるケース会議を開催し、情報共有や支援の方向性等について検討を行います。
<p>取組項目② 中核機関の体制整備</p> <p>これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、<u>地域連携ネットワークにおける調整役として、相談機能の充実、相談業務に携わる人材育成など、中核機関の更なる体制及び機能の強化を図ります。</u></p>			<p>取組項目② 中核機関の体制整備</p> <p>これまで培ってきた相談、申立支援、受任調整、後見人へのバックアップ等の各種機能やノウハウを十分に生かしながら、<u>市と成年後見支援センターとの協働による中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークにおける調整役として関係機関とともに意思決定支援に取り組み、広域化についても周辺各町と協議・検討を行います。</u></p> <p><u>また、今後見込まれる相談件数の増加に対応するため、相談機能の強化、相談業務に携わる人材の育成に取り組みます。</u></p>		
No	取組項目	取組内容	No	取組項目	取組内容
15	中核機関の設置・運営	市とセンターが中核機関を設置し、連携を図りながら運営を行います。	15	中核機関の設置	市と成年後見支援センターによる中核機関を設置し、その役割分担についての整理を行います。
	相談機能の強化及び人材の育成	市のふくし総合相談窓口等を一次相談窓口、センターを二次相談窓口と位置づけ、相談員のスキルアップと育成に取り組みます。		相談機能の強化及び人材の育成	市と成年後見支援センターによる新たな相談体制を構築し、相談員のスキルアップ、育成に取り組みます。後見支援センターの体制強化についても検討を行います。
	受任調整機能の充実	受任調整会議を定期的で開催し、本人にとって適切な後見人が選任されるよう、マッチング機能の更なる充実に努めます。		受任調整機能の充実	受任調整会議(マッチング機能)をより充実させるため、被後見人対象者のニーズ把握の方法について検討します。
	3町との連携体制の維持・強化	苫小牧市、厚真町、安平町及びむかわ町によるセンターの広域設置体制の維持・強化のため、市が事務局となって3町及びセンターとの調整役を担います。		周辺町と広域化についての検討	本市の周辺各町と中核機関の広域化について、協議・検討を行います。
<p>取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発 (略)</p>			<p>取組項目③ 成年後見制度の普及・啓発 (略)</p>		

新旧対照表

改正案		改正前																									
<p>取組項目④ 市民後見人の育成及び法人後見実施団体への支援</p> <p>成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。</p> <p>また、法人後見実施団体へ補助金を交付することにより、地域における担い手の活動を支援します。</p>		<p>取組項目④ 市民後見人の育成</p> <p>成年後見制度の需要増加に対応するため、市民後見人養成講座の開催を継続し、受講者数の増加に取り組むとともに、市民後見人の担い手確保について検討を行います。</p> <p><新設></p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">17</td> <td>養成講座の実施方法等の検討</td> <td>養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。</td> </tr> <tr> <td>市民後見人の周知啓発</td> <td>認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。</td> </tr> <tr> <td>担い手確保の検討</td> <td>市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。</td> </tr> <tr> <td>法人後見実施団体への支援</td> <td>市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。</td> </tr> </tbody> </table>		No	取組項目	取組内容	17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">17</td> <td>養成講座の実施方法等の検討</td> <td>養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。</td> </tr> <tr> <td>市民後見人の周知啓発</td> <td>認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。</td> </tr> <tr> <td>担い手確保の検討</td> <td>市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。</td> </tr> <tr> <td><新設></td> <td><新設></td> </tr> </tbody> </table>		No	取組項目	取組内容	17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。	<新設>	<新設>
No	取組項目	取組内容																									
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。																									
	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。																									
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。																									
	法人後見実施団体への支援	市内で活動する法人後見実施団体へ補助金を交付し、その活動を支援します。																									
No	取組項目	取組内容																									
17	養成講座の実施方法等の検討	養成講座のカリキュラム・開催回数・時期などの見直し、受講しやすい環境や周知方法等について検討し、受講者数の増加に取り組めます。																									
	市民後見人の周知啓発	認知度の向上のため、市民後見人の活動や事例を紹介する等、周知方法の検討を行います。																									
	担い手確保の検討	市民後見人の担い手確保の方法について検討を行います。																									
	<新設>	<新設>																									
<p>取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備 (略)</p>		<p>取組項目⑤ 後見人の相談体制等の整備 (略)</p>																									
<p>取組項目⑥ 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用者への支援</p> <p>身寄りのいない人や虐待事案等について、市町村長申立てを適切に実施し、権利擁護支援へ繋がります。また、成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。</p> <p>さらに、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。</p>		<p>取組項目⑥ 成年後見制度利用者への支援</p> <p>成年後見制度の利用にかかる費用負担が困難な方に対し、報酬等の助成を行います。</p> <p>また、日常生活自立支援事業利用者のうち成年後見制度への転換が望ましいケースについて、移行支援に取り組めます。</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">19</td> <td>市町村長申立ての適切な実施</td> <td>身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。</td> </tr> <tr> <td>報酬等助成の実施</td> <td>成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援</td> <td>日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。</td> </tr> </tbody> </table>		No	取組項目	取組内容	19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>取組項目</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">19</td> <td><新設></td> <td><新設></td> </tr> <tr> <td>報酬等助成の実施</td> <td>成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援</td> <td>日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。</td> </tr> </tbody> </table>		No	取組項目	取組内容	19	<新設>	<新設>	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。				
No	取組項目	取組内容																									
19	市町村長申立ての適切な実施	身寄りのいない人等への支援や虐待事案等において、市町村長申立ての活用を図り、権利擁護支援につなげます。																									
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。																									
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。																									
No	取組項目	取組内容																									
19	<新設>	<新設>																									
	報酬等助成の実施	成年後見制度の利用にかかる費用負担の困難な方に対し、後見報酬等の助成を実施します。																									
	日常生活自立支援事業利用者の成年後見制度への移行支援	日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行の支援を行います。																									

新旧対照表

改正案			改正前		
評価指標			評価指標		
指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)	指標	基準値 (R1)	目標値 (R8)
市民後見人受任件数	22 件	98 件	市民後見人数	18 人	40 人